

建退共加入・履行証明願(経営事項審査申請用)の留意事項

令和4年度受付分(令和4年4月1日以降消印分)から新発行基準に基づき必要書類が変わります。
 なお、審査の徹底により時間を要することから、証明書の発行は原則、郵送対応となります。
 また、内容に不備や不足がある場合は、補正や補充をお願いすることから、支部へ到達後、少なくとも**2週間程度の審査、補正期間が確保できるよう余裕をもって提出**をお願いします。

【 必要書類等 】 (提出前にチェックをお願いします)

チェック	項目	通数	摘要
1	<input type="checkbox"/> 証明願(様式第103号)	2部	押印は不要
2	<input type="checkbox"/> 共済手帳受払簿(様式第029号)[写し]	1部	決算期間に対応したもの
3	<input type="checkbox"/> 共済証紙受払簿(様式第030号)[写し]	1部	決算期間に対応したもの (電子申請による掛金充当分は除く。)
4	<input type="checkbox"/> 出勤簿等[写し]	1部	年間就労日数が少ない被共済者がいる場合のみ。
5	<input type="checkbox"/> 【元請のみ】 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (建退共事務受託様式第2号)[写し] 「建設業退職金共済証紙受領書」を含む	1部	⑭工事施工高のうち、下請に外注し証紙交付を行った最も大きい工事(外注工事費ではなく工事全体)に係るもの。当該工事の工期内の全ての下請への証紙交付状況が分かるもの。 (電子申請による掛金充当分は除く。)
6	<input type="checkbox"/> 【元請のみ】 工事別共済証紙受払簿(様式第032号)[写し]	1部	⑭工事施工高の公共工事のうち最も大きい工事に係るもの。ただし公共工事施工高が全て令和3年度以前契約分である場合は添付がなくても差し支えないこと。 (電子申請による掛金充当分は除く。)
7	<input type="checkbox"/> 手数料 1件500円	—	(郵便)定額小為替証書
8	<input type="checkbox"/> 返信用封筒	1通	宛名を記載し切手貼付したもの

※ 過去交付を受けた証明と同一内容での証明の場合は、過去交付を受けた証明書の写しを添付することで、上記2～6の提出を省略することができます。

【 加入・履行証明発行基準 】

1	共済手帳更新数 ① 決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。 ② 共済手帳更新数が被共済者より少ない場合は、以下のいずれかに該当する場合であること。 ア 被共済者となって1年未満の者 イ 季節労働者、高齢・疾病等個人的事情等により年間就労日数が少ない者 ウ 電子申請方式により掛金が納付されている者
2	退職給付拠出額等の総額 「共済証紙購入額」と「電子申請方式により雇用する被共済者の掛金として充当された額」の合計額が1①の被共済者数に見合う額(1②ア・イに該当する者については、実情に合わせて補正した額に見合う額)であること。 ただし、前年度からの繰り越した証紙並びに「元請から交付を受けた証紙」及び「下請へ交付した証紙」がある場合には、証紙購入額にそれぞれ加減した金額と見合うものであること。
3	工事別共済証紙受払簿の備え付け(令和4年度から) 共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。
4	下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付 下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

【 工事施工高の分類 】

建設業許可に係る事業年度終了報告(変更届)で提出する「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」から対応する期間の金額を次のとおり分類し記入のこと。

区分	土木	建築・その他
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木一式 ・ とび・土工・コンクリート ・ 舗装 ・ しゅんせつ ・ 解体 	左記以外のすべて
民間工事	上記に同じ	上記に同じ

※ 公共工事に係る下請工事は、民間工事に加算のこと。